

昭和四十四年十月一日から平成十七年十二月三十一日（第四十一条第二項第三号の表の八に掲げる自動車にあつては平成二十二年三月三十一日）までに製作された自動車については、第四十一条第二項第三号の表の口及び八並びに第三項本文（第四十一条第二項第三号の表の口に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、自動車の両側面に備える方向指示器（第四十一条第三項第九号に規定するものを除く。）は、次の基準に適合する構造とすることができる。

一 自動車（大型貨物自動車等、二輪自動車、側付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、幅〇・八メートル以下の自動車並びに第四十一条第一項ただし書の自動車を除く。）の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端（後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあつては、当該方向指示器を結ぶ直線）を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方一メートルの距離に相当する点における地上一メートルから二・五メートルまでの位置から指示部を見通すことができるものであること。

二 大型貨物自動車等の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の後面の両側の方向指示器を結ぶ直線を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方一メートルの距離に相当する点における地上一メートルから二・五メートルまでの位置から指示部を見通すことができるものであること。

三 牽引自動車（第四十一条第二項ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端（後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあつては、当該方向指示器を結ぶ直線）を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方一メートルの距離に相当する点における地上一メートルから二・五メートルまでの位置から指示部を見通すことができるものであること。

第六十三条の二第二項第二号を次のように改める。

二 方向指示器は、第四十一条第二項第一号から第三号まで（第三号の表の八を除く。）及び第三項（第三号、第五号及び第七号から第十号までを除く。）の基準に適合するものであること。

第六十七条の二第十五項中、「第四十一条第八項第二号及び第三号」を「第四十一条第二項第二号及び第三項第一号」に改め、同項第二号中「第四十一条第八項第九号及び第十号」を「第四十一条第三項第六号及び第十一号」に改め、同条に次の一項を加える。

33 平成十七年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、第六十三条の二第二項第二号の規定にかかわらず、次の基準に適合する方向指示器を備えることができる。

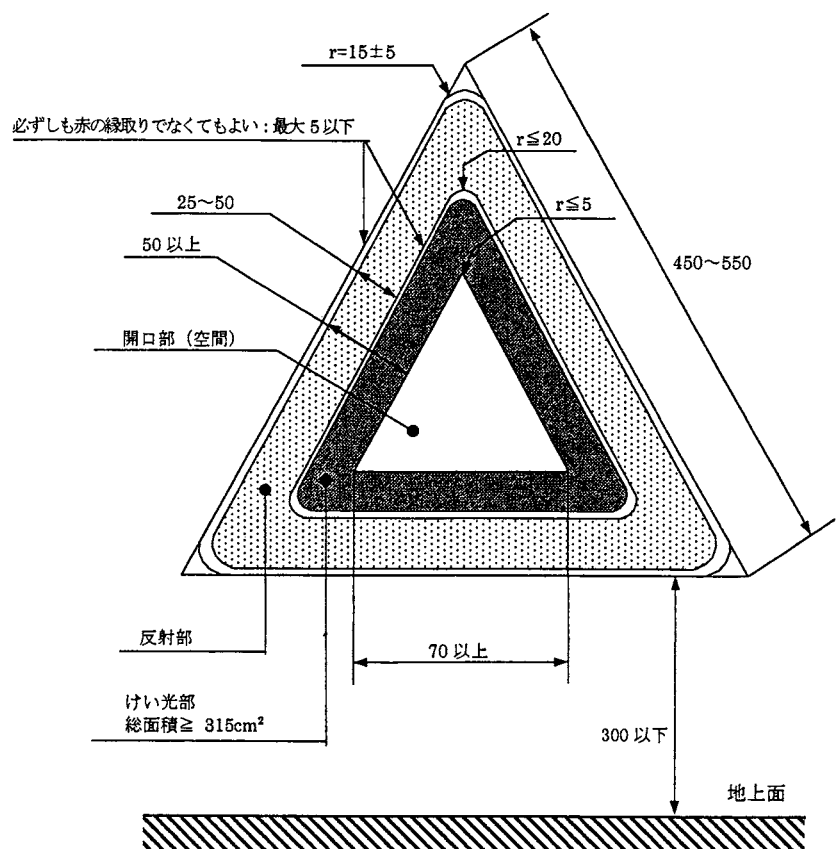
一 方向指示器は、第四十一条第二項第二号並びに第三項第一号から第六号まで（第三号及び第五号を除く。）及び第十一号の基準に適合するものであること。

二 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器の各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積は、七平方センチメートル以上であること。

三 方向指示器は、方向の指示を表示する方向三十メートルの距離から昼間において点灯を確認できるものであること。

別記様式を別記様式第一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第二（第四十三条の四関係）



備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

（装置型式指定規則の一部改正）

第四条 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十二号を第二十七号とし、第二十一号を第二十六号とし、第二十号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 法第四十一条第十五号の指示装置のうち方向指示器（車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員十一人以上の自動車及びその形状が乗車定員十一人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面の中央部に備えるものを除く。）

第二条中第十九号を第二十三号とし、第十三号から第十八号までを四号ずつ繰り下げ、第十二号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち後部霧灯

十六 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち後退灯